

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地形

1) 位置

当町は広島県南西部、広島市中心部から約4km東に位置している。周囲は広島市に接し、安芸郡の飛び地という全国的にみても、特徴のある形態を示しており、北端は広島市東区馬木町、南端は同南区東青崎町、東端は同安芸区畑賀町、西端は同東区矢賀新町に接している。北東から南西方面に細長く伸びており、最長5.75km、最大幅2.75km、その面積は10.41km²である。



2) 地勢

土地は、全般的に南西に傾き、山岳部分は町域の43%で、東半分を呉娑々宇山地が連なり、北から南に徐々に海拔高度を下げ、平野は南部に開けている。

町の北部から東部にかけて、標高592mを最高に200m内外の丘陵地帯が連なり、昭和30年代以降その丘陵地も団地開発が進み、その数は20数カ所に及び急激な変容をなしている。

3) 地質

当町の山地は、中国山地の分岐で、古生代または中生代の水成層が北西より南西に押し出され、大気流水の作用で浸食された土地が流動して新生土を構成している。山地、丘陵は大部分が花崗岩であるが極めて粗弱のため、風化作用による

浸食層が著しく、樹木はこの浸食地に族生しているが、浸食層が浅いため、配根が浅く水分の貯留度が少ない。

4) 気 候

府中町は、北東に山を負い、南に瀬戸内海を控えているので、温和な気候に恵まれているものの、太平洋や日本海に面した地域に比べ降水量が少ない。気温は1月平均5.2℃、8月平均28.2℃、降水量は年平均1,537.6mmである。

(2) 地域の災害リスク

1) 洪 水

府中町のハザードマップによると、当会が立地する大須地区は一丁目から四丁目までの多くの地点で、1m以上の浸水被害が想定されている（なお、当会の事務所は想定外となっているが、府中大川河岸沿いに立地している）。このため、台風や集中豪雨により府中大川が氾濫すると市街化地域の半分以上が浸水被害を受ける可能性が高い状況である。実際、町内の府中大川、榎川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきており、平成30年の西日本豪雨災害においては、水分峡上部の山林の土砂崩れにより、榎川下流の寺山橋に流木等が堆積し、本町三丁目や山田一丁目でも土砂を伴う浸水被害が発生した。

2) 土砂災害

当町のハザードマップによると、山間のみくまり地区一帯は、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとされ、山田二丁目～五丁目、瀬戸ハイム四丁目は土砂災害警戒区域とされている。また、北部の桜ヶ丘・清水ヶ丘地区や多家神社周辺、空城山公園周辺、八幡四丁目の山側、桃山地区などでは、小範囲だが、土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多い。

3) 地 震

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間に約7割の確率で発生するとされている。また、国の地震調査研究推進本部の評価によると、南海トラフ巨大地震の発生確率は30年以内に70%程度と予測されているほか、広島県の地震被害想定調査結果（平成25年10月）によると、マグニチュード6.9の直下の地震の発生が想定されている。南海トラフ巨大地震の想定では、マグニチュードは9.0、予想震度は5弱で、建物は全壊485棟、半壊2,040棟、人的被害は死者86人、負傷者181人（内重傷者38人）、避難者約5,000人、帰宅困難者約7,000人とされている。さらに、町内の約40%が液状化危険度「中」とされている。また、津波による浸水は、イオンモール広島府中やマツダ株式会社周辺

で、最大3m、浸水し始める時間は地震発生後3時間、死者数84人と想定されている。

(3) 商工業者の状況 (平成26年経済センサスより)

- ・ 商工業者数 1,605 事業所
- ・ 小規模事業者数 1,157 事業所

【内訳】

	業種	商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設	155	町内に広く分散している
	製造	80	新地、千代等沿岸部に多い
	電気・ガス	1	
	情報	11	
	運輸	43	山田、みくまり等山沿いに多い
	卸小売り	517	イオンモール他町内に広く分散している
	金融・保険	28	本町地区を中心とし広く分散している
	不動産	64	町内に広く分散している
	飲食	216	大須地区を中心とし広く分散している
	医療・福祉	161	町内に広く分散している
	教育	55	町内に広く分散している
	複合サービス	2	
	その他サービス	272	町内に広く分散している

(4) これまでの取組

1) 当町の取組

① 「府中町地域防災計画」の策定

「府中町地域防災計画」は「基本編」と「震災対策編」をもって構成され、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めており、毎年開催される「府中町防災会議」にて検討を加え、必要に応じて修正を加えている。

② 防災訓練の実施

当町では、各防災関係機関や自主防災組織・企業等と連携して、総合防災訓練をはじめとした各種訓練が実施されている。

③災害対策物資の備蓄

当町では、「府中町備蓄計画」に基づき、物資の調達が困難となった被災者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努めることとし、発災直後の1日分（2食分程度）の食料及び生活必需品の備蓄に努めることとされている。また、各家庭・企業においては、3日分程度（可能な限り1週間程度）備蓄するよう努めるものとされている。

2) 当会の取組

- ①事業者BCPに関する国の施策の周知
- ②事業者向けBCPセミナーの紹介
- ③広島県共済と連携した火災保険への加入促進
- ④損害保険ジャパン日本興亜㈱と連携した損害保険への加入促進
- ⑤災害発生後の被害状況等の情報収集
- ⑥被災事業者への支援（被災地型持続化補助金や、グループ補助金等の活用、日本政策金融公庫の災害対策融資の斡旋等）

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性を踏まえた具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にはいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- (1) 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の重要性を周知する。
- (2) 発生時における連絡再生を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- (3) 発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 地区内事業者の保険加入状況を確認し、未加入者に対し加入勧奨を強力に推進する。

(5) 事業所BCPの作成支援を次のとおり行う。

(BCP作成支援件数)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
件数	3	3	6	6	9

*目標件数は、指導員3名の習熟度により設定する。

*その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

府中町地域防災計画と本計画との整合性を整理し、発生時に混乱なく応急対応等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ②会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添のとおり）

3) 関係団体との連携

- ①協力関係にある損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ②関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ②（仮称）府中町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートを確認を行う。（訓練は添付している当会事業継続計画【BCP】に基づき実施する）

(2) 発生時の対策

自然災害等の発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発生後1時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用した安否確認や、業務従事の可否、家屋被害、道路状況等の大まかな被害状況を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（例：豪雨時における情報収集について）

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身のみがまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
- ・被害状況は、浸水被害の場合は浸水程度、暴風被害は瓦が飛んだとか窓ガラスが割れた等、状況を事業所ごとに把握する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

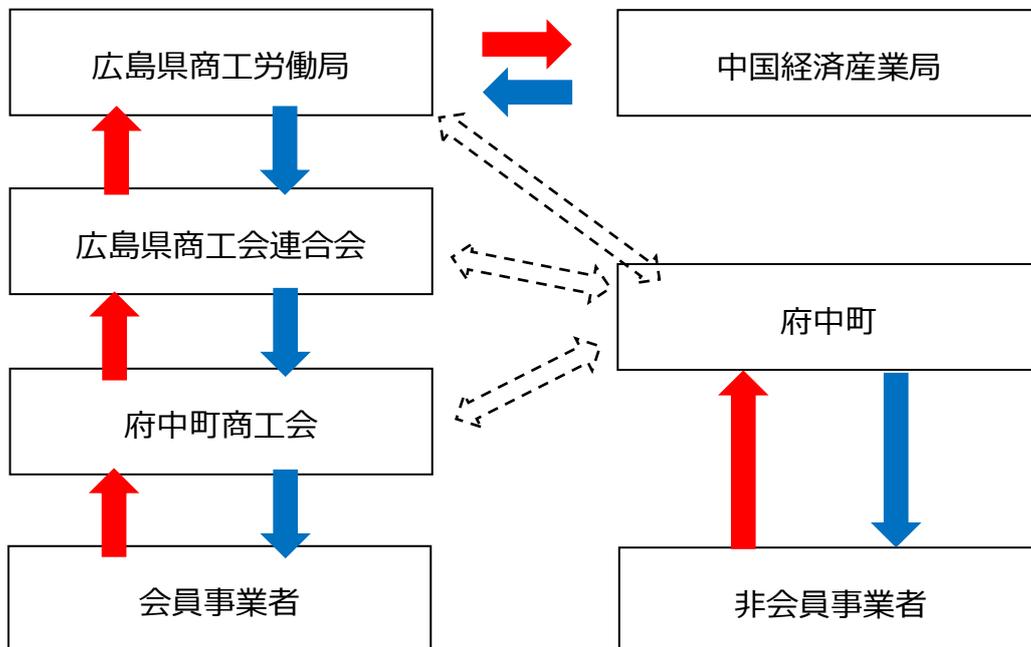
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

*なお、連絡が取れない区域については、大規模な災害が生じているものとする。
本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報を共有する。

発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

(3) 発生時における指示命令系統・連絡体制

- 1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 2) 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 3) 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- 4) 当会と当町が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。（メールまたはFAX）
- 5) 当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、当町の自治振興課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- 6) 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



(4) 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- 1) 相談窓口の開設方法について、当町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた

場合は、特別相談窓口を設置する)

- 2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 3) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 4) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

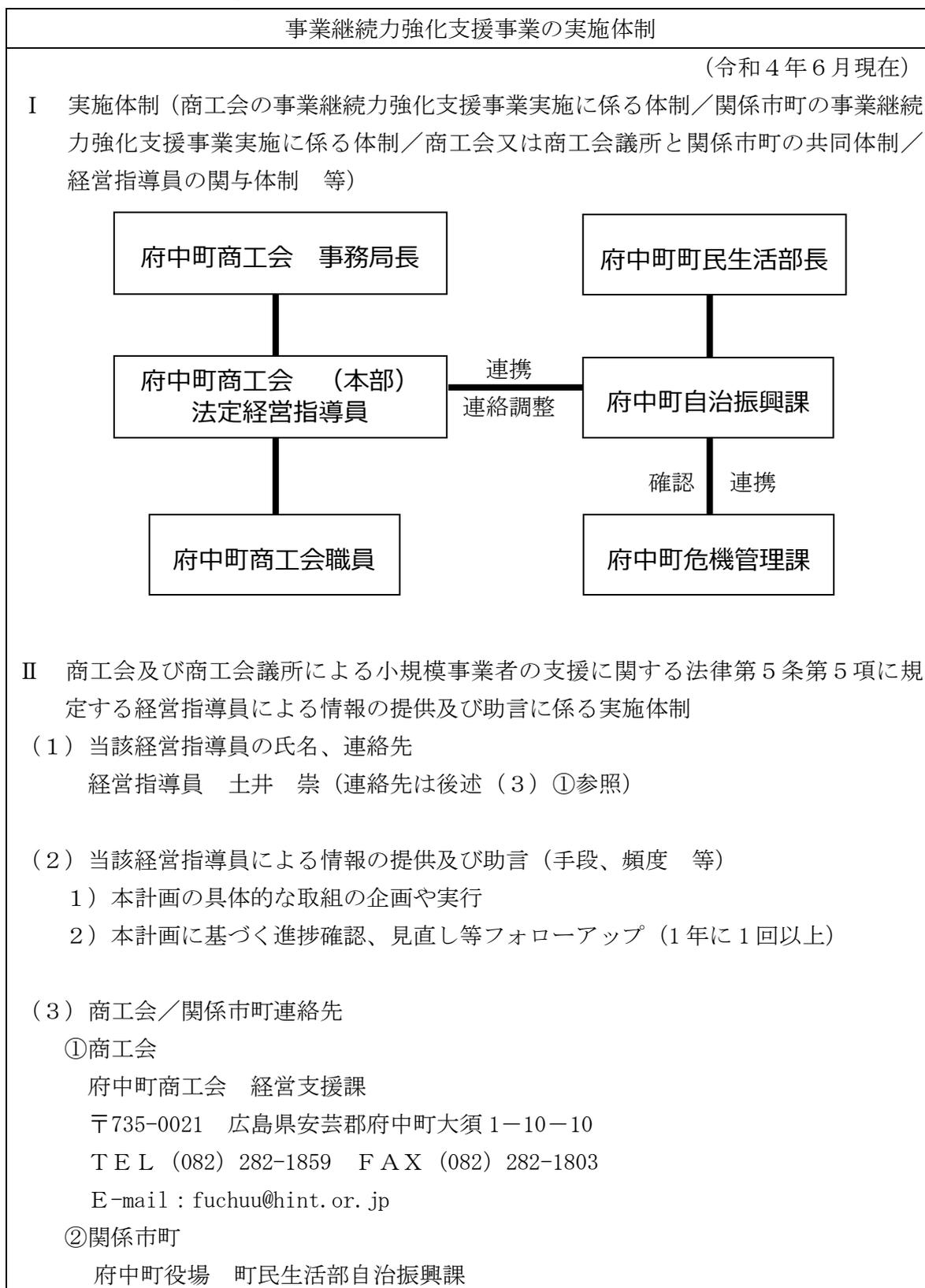
- 1) 当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や、当町、広島県商工会連合会に相談する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通 3-5-1

T E L (082) 286-3128 F A X (082) 284-7111

E-mail : jichi@town.fuchu.hiroshima.jp

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	20	20	20	20	20
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成費	210	210	210	210	210
折込料・郵送料	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会地域総合振興事業費（府中町補助金を含む） 会費収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③